

桶川市新庁舎建設基本計画

平成 25 年 11 月

桶 川 市

目 次

はじめに	1
第1章 新庁舎建設の必要性	2
1 新庁舎建設に係る検討経緯	2
2 新庁舎建設基本計画の位置付け	3
3 現庁舎の現状と課題	4
4 新庁舎建設の必要性	8
第2章 新庁舎建設の基本理念と整備方針	9
1 基本理念	9
2 整備方針	9
3 耐震・制震・免震構造の比較	17
第3章 新庁舎の規模の検討	18
1 新庁舎建設敷地の概要	18
2 新庁舎の規模算定の前提条件	20
3 新庁舎の規模算定	20
4 付帯施設の規模算定	22
第4章 新庁舎の配置計画	23
1 新庁舎の配置計画	23
第5章 事業計画	25
1 概算事業費	25
2 財源	25
3 事業スケジュール	25
第6章 今後の課題と検討事項	26
1 市民参画の推進	26
2 周辺環境への配慮	26
3 発注方法の検討	26

はじめに

新庁舎建設については、これまでも幾度となく検討、協議がなされてまいりました。特に、平成18年度には、それまで進めていた下日出谷東特定土地区画整理事業地内への移転を断念し、現市役所庁舎敷地に建設するとの決断がなされて、プロポーザル方式により基本設計の業務委託が実施されるころまで進みましたが、用地買収等の調整が整わず、現庁舎用地を利用した市庁舎建設事業については、平成19年3月議会で行政報告を行い、正式に中止が決定されております。

その後の平成20年3月定例市議会において設置された「第二次市庁舎建設問題等調査特別委員会」で改めて新庁舎建設位置等の検討が実施され、その報告書が平成20年12月議会に提出されましたが、建設位置については、決定されず、引き続き現庁舎位置と坂田東西保留地で比較検討することになりました。こうしたこれまでの検討の中で、老朽化、分散化した現庁舎の建替えは速やかに行う必要があることは、一貫して示されており、またこのことは、第二次市庁舎建設問題等調査特別委員会の報告書の中でも、新庁舎の早期建設が必要であるという基本原則は変わるものではないことが明記され「早期に新庁舎を建設することが必要である」という方向性が市、市議会とも一致しております。平成22年8月には、新庁舎建設について広く市民の意見を募集しましたが、位置についての意見集約には至りませんでした。

そうした中で、未曾有の被害をもたらした平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、改めて新庁舎建設の必要性がクローズアップされたところです。東日本大震災後の平成23年6月21日には、市議会の総意として、現庁舎位置に新庁舎建設を実現すべきとする要望書が提出されました。この市議会の意向を尊重して、同年9月27日に開催された庁議において、新庁舎は必要な周辺の用地買収を行い、現庁舎位置において建設することが決定されました。

以降、隣接用地の確保について地権者と協議を重ねた結果、協力が得られる見通しがついたので、平成25年度に用地買収等の事業を推進することとなりました。あわせて、庁内に新庁舎建設検討委員会を設置し、新庁舎建設の基本理念と整備方針等を内容とする、桶川市新庁舎建設基本計画を策定するものです。

第1章 新庁舎建設の必要性

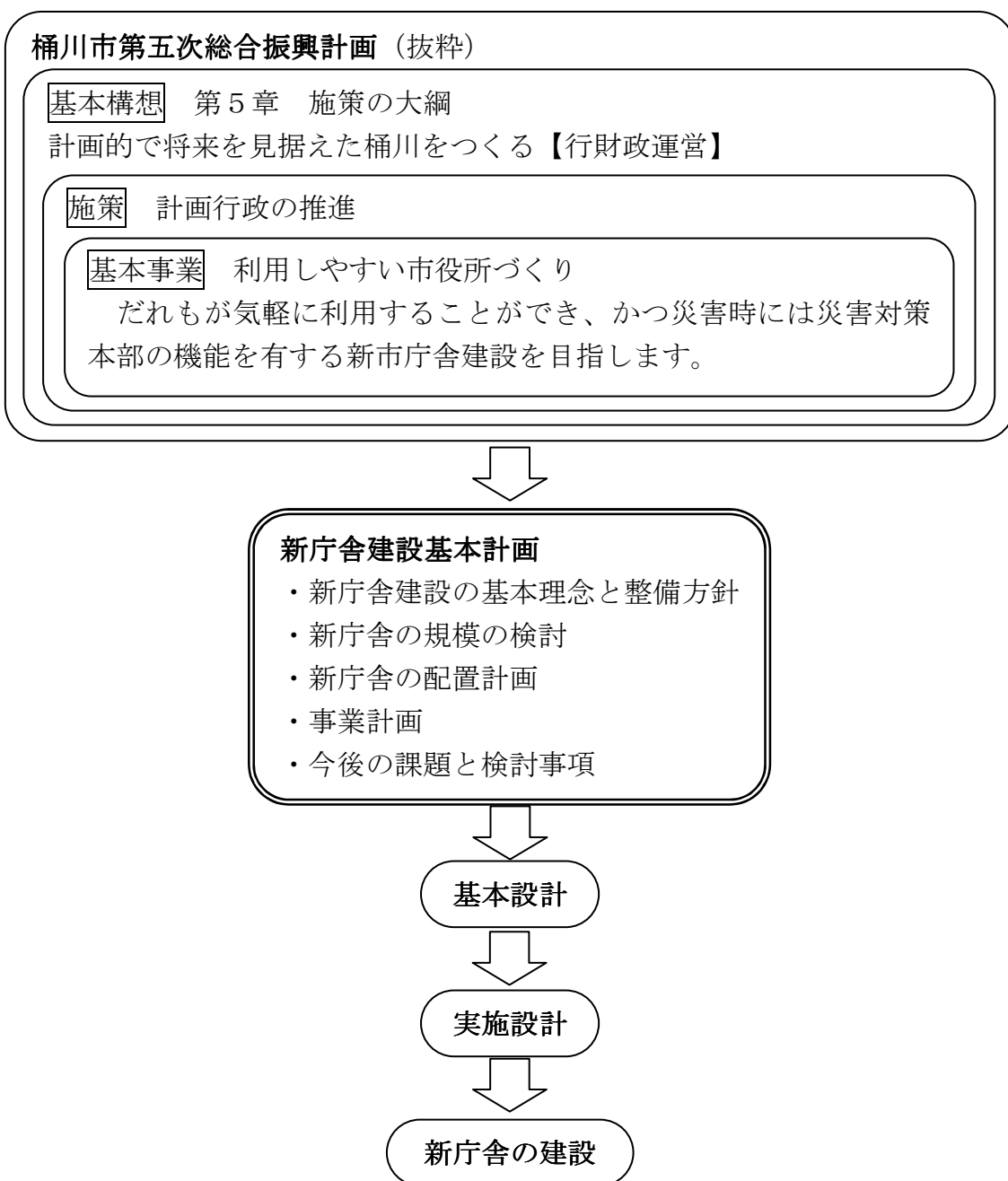
1 新庁舎建設に係る検討経緯

昭和34年	現在の本庁舎（北庁舎）が竣工
平成7年度	桶川市庁舎建設協議会の答申 ・位置について下日出谷東特定土地区画整理事業地内で答申
平成10年度	下日出谷東特定土地区画整理事業の進捗の遅延見通し ・庁舎建設着工時期が遅延の見通しとなった
平成14年度	桶川市新庁舎建設検討会議の設置 ・市職員による新庁舎建設検討会議を発足。市内5つの候補地について比較検討し、位置については、現庁舎位置が適当である旨の報告書が提出された
平成15年度	新庁舎建設検討会議の検討結果を市議会に行政報告
平成16年度	市議会に市庁舎建設問題等調査特別委員会を設置
平成17年度	調査特別委員会から委員長の最終報告がなされる ・位置については、現在地が望ましいとの判断がなされた 新庁舎の建設地を決定 ・新庁舎については、現庁舎位置に建設することを市として方針決定した 新庁舎建設について市議会に行政報告 基本設計プロポーザル審査委員会設置
平成18年度	議会で、慎重な取組みを求める決議 ・「新庁舎建設を急ぐあまり、将来に禍根を残さぬよう慎重な取組みを求める」決議 基本設計業務の契約解除及び市議会への行政報告 ・議会の決議を受け用地交渉を実施したが、合意を得られず、基本設計業務について契約を解除し、議会に報告した
平成19年度	市議会に第二次市庁舎建設問題等調査特別委員会設置
平成20年度	第二次市庁舎建設問題等調査特別委員会から最終報告がなされる
平成22年度	新庁舎建設位置等について市民アンケート調査を実施
平成23年度	6月に市議会の総意として、現庁舎位置で隣接地を取得して新庁舎建設を推進する旨、併せて坂田東西保留地の公共施設建設を計画する旨の要望が提出される 9月に市議会の意向を尊重して、新庁舎は必要な周辺の用地買収を行い、現庁舎位置に建設することを市として決定した

2 新庁舎建設基本計画の位置付け

第五次総合振興計画においては、市民の利便性の向上を図るため、防災機能やコミュニティ機能などを備えた新しい市庁舎の建設を進めると位置付けられています。

本基本計画においては、第五次総合振興計画で示された新庁舎建設の基本的考え方を実現するため、新庁舎建設の基本理念、整備方針、規模、配置計画、事業計画および今後の課題への対応について、基本設計に向けた諸条件の整理、検討を行うものとします。



3 現庁舎の現状と課題

(1) 庁舎の現状

現庁舎は昭和34年に建設されて以来、人口の増加等による行政需要の多様化に対応するために増築等を重ね、現在に至っています。

なお、新庁舎への集約を想定する各庁舎の概要は以下のとおりです。

各庁舎の概要

施設名	建設時期	構造	延べ面積	位置
本庁舎				泉一丁目地内
北庁舎	昭和34年	RC造2階建	1,301 m ²	
西庁舎	昭和44年	S造2階建	462 m ²	
南庁舎	昭和48年	S造3階建	964 m ²	
北庁舎別館	昭和63年	S造2階建	527 m ²	
小計			3,254 m ²	
分庁舎	平成10年	S造平屋建	1,348 m ²	上日出谷地内
教育委員会	昭和46年	S造3階建	312 m ²	末広二丁目地内
保健センター	平成4年	RC造3階建	123 m ²	鴨川一丁目地内
合計			5,037 m ²	

※保健センターは執務室（給湯室、更衣室含む）の床面積



【昭和34年に建設された本庁舎（北庁舎）】

(2) 現庁舎の課題

①耐震性の不足による防災拠点機能への不安

市役所の庁舎は、本来、防災の拠点であり、また、災害発生時には復旧・復興の拠点としての重要な役割を担う施設です。

しかし、現庁舎は耐震性が不足していると推測され、震災発生時にはその役割が十分に果たせないどころか、倒壊する危険性すらあり、来庁者や職員の安全を確保することが困難な状況です。

このため、耐震性の向上と大災害を想定した防災拠点機能の強化を図る必要があります。

②老朽化の進行による安全性の低下

現庁舎、特に北庁舎は昭和34年に建設され、既に50年以上経過しているため、柱や外壁には亀裂が、床にはたわみ等が生じています。また度々雨漏りが発生し、大規模な修繕が必要な状況です。

また、空調、電気、給排水設備等の老朽化が進み、各設備を維持するために応急的な補修等で対応している状況です。特に、電気設備については、過去に何度か漏電事故も発生しており火災等の危険性も高まっています。

このため、市民や職員が安心して利用できるよう、早急な老朽化対策が必要になっています。



【外壁に生じた亀裂】



【雨漏りにより剥離した壁紙】

③窓口の狭あい化・分散化による行政サービスの低下

現庁舎は、行政需要の増加による狭あい化に対応するために、増築等を重ねてきました。その結果、市民利用の多い窓口が分散化し、不便で利用しにくく、執務を行う上でも非効率となっています。

このため、市民の利便性を高めるため、窓口の狭あい化・分散化の見直しを図る必要があります。

また、狭あい化により窓口と執務室との分離が十分な状況でなく、来庁者から職員が使用するパソコンの画面などが視認できる状態となっています。

個人情報の適切な管理を行うため、セキュリティ面の見直しを図る必要があります。



【幅の狭い通路】



【狭あいな執務室】

④バリアフリーへの対応の限界

庁舎には、多くの市民が訪れますが、現庁舎には、エレベーターはなく、急な階段や鉄製の外階段など、特に、雨の日は滑りやすく危険な状態です。また、おむつ替えや車イスでの利用が可能なトイレも十分な状況ではなく、誰にでも使いやすい施設への改善対策の実施が急務となっています。

しかしながら、狭あい化により、バリアフリーへの対応は困難な状況であり、根本的な解決を図る必要があります。



【腐食した外階段】



【利用しにくい多目的トイレ】

⑤市民が交流できる公共空間の不足

地域の繋がりや市民の心の絆を育む、市民協働による自主的で自立した市民主体のまちづくりを積極的に進めており、市民活動にとって大切な情報の受発信を導く、身近な活動をサポートする機能が求められています。

このため、市民が気軽に利用し、交流できる公共空間を確保する必要があります。

⑥高度情報化への対応の限界

現庁舎は、床や壁、天井などが情報化の進展に対応できる状態ではなく、LANケーブルや電気・電話線等の配線が露出しているなど、情報通信機器の拡張への柔軟な対応が困難な状況です。

高度情報化の進展など、今後見込まれる多様なニーズに対応できないことから、見直しを図る必要があります。



【天井や床に露出した配線】

以上、老朽化・狭あい化・分散化などの問題とともに、特に大地震等の災害時に防災拠点となる庁舎の建設は、先送りできない問題となっています。

4 新庁舎建設の必要性

現庁舎は多くの課題を抱えており、応急措置的な対応では根本的な解決は困難な状況となっています。

時代のニーズに即した行政サービスを適切に提供できる環境整備に向け、防災拠点としての機能も備えた新庁舎建設を早急に進めていかなければなりません。

また、首都直下型地震の切迫性が指摘される中での来庁者や職員の安全の確保および敷地に余裕がなく新庁舎建設中の来庁者用駐車場の確保が困難な状況から、早急に別の場所に仮設庁舎を建設し事業を進めていく必要があります。

第2章 新庁舎建設の基本理念と整備方針

1 基本理念

市の庁舎は、市民サービスの拠点として、様々な業務を行っています。また、災害時には、市民の生命と財産を守る防災上の重要な役割を担う拠点となります。さらに、日常においては地域のつながりや市民の心の絆を育み、市民主体のまちづくりを実践する拠点として、市民生活の中心的機能を果たして行く重要な役割を担うことが求められています。

このため、市民の安心・安全を約束し、市民の絆を育むため「交流拠点都市おけがわ」の基本理念に沿った防災拠点としての新庁舎の整備を推進します。

市民と共に絆を育む「安心・安全」な新庁舎建設

2 整備方針

新庁舎建設は、現庁舎が抱える課題を踏まえたうえで、次の6つの整備方針をもとに検討を進めます。

(1) 防災拠点となる安全な庁舎

新庁舎は耐震性が高い建物とし、災害時には庁舎内に災害対策本部を設置し、災害情報の迅速な収集把握、救援活動や復旧活動の的確な指令、関係機関との連絡調整などが行える防災拠点機能を持つ、安全な庁舎を目指します。

耐震性の確保

- ・防災拠点施設として十分な耐震性を確保できる構造を検討、採用します。
- ・大規模な地震時に、庁舎の被害を最小限に抑え、庁舎内の機器や備品が転倒あるいは機能停止しないような施設とします。

ライフラインの維持

- ・停電や断水に対応可能なバックアップ機能として、自家発電設備や貯水槽、防災井戸などの設置を検討します。

災害対策本部機能の確保

- ・災害発生時に、その情報や被害状況の把握およびそれらに対する対策を決定する災害対策本部機能を確保します。
- ・災害対策本部機能を維持するために必要な備蓄のスペースを確保します。

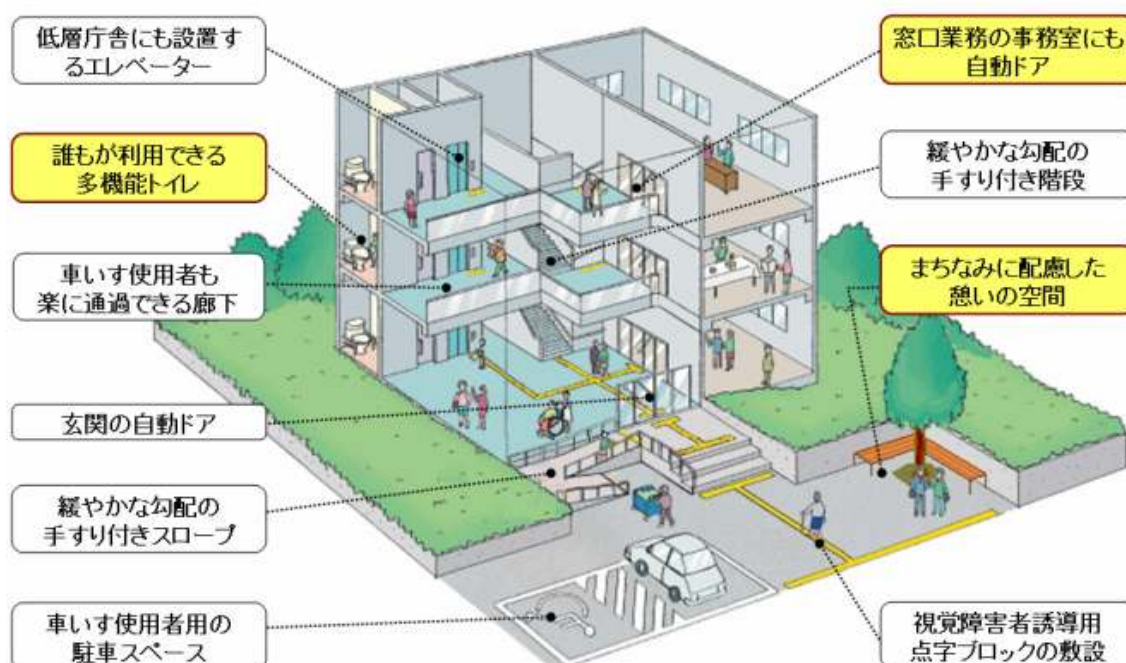
- ・災害支援関係機関の活動スペースや救援物資の受入れ・中継・分配スペースの確保を検討します。

(2) 市民が利用しやすい人にやさしい庁舎

新庁舎は、誰もが安心、安全、快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、来庁者の目的に応じて、便利で分かりやすい施設配置や空間構成を行い、人にやさしい庁舎を目指します。

ユニバーサルデザインへの配慮

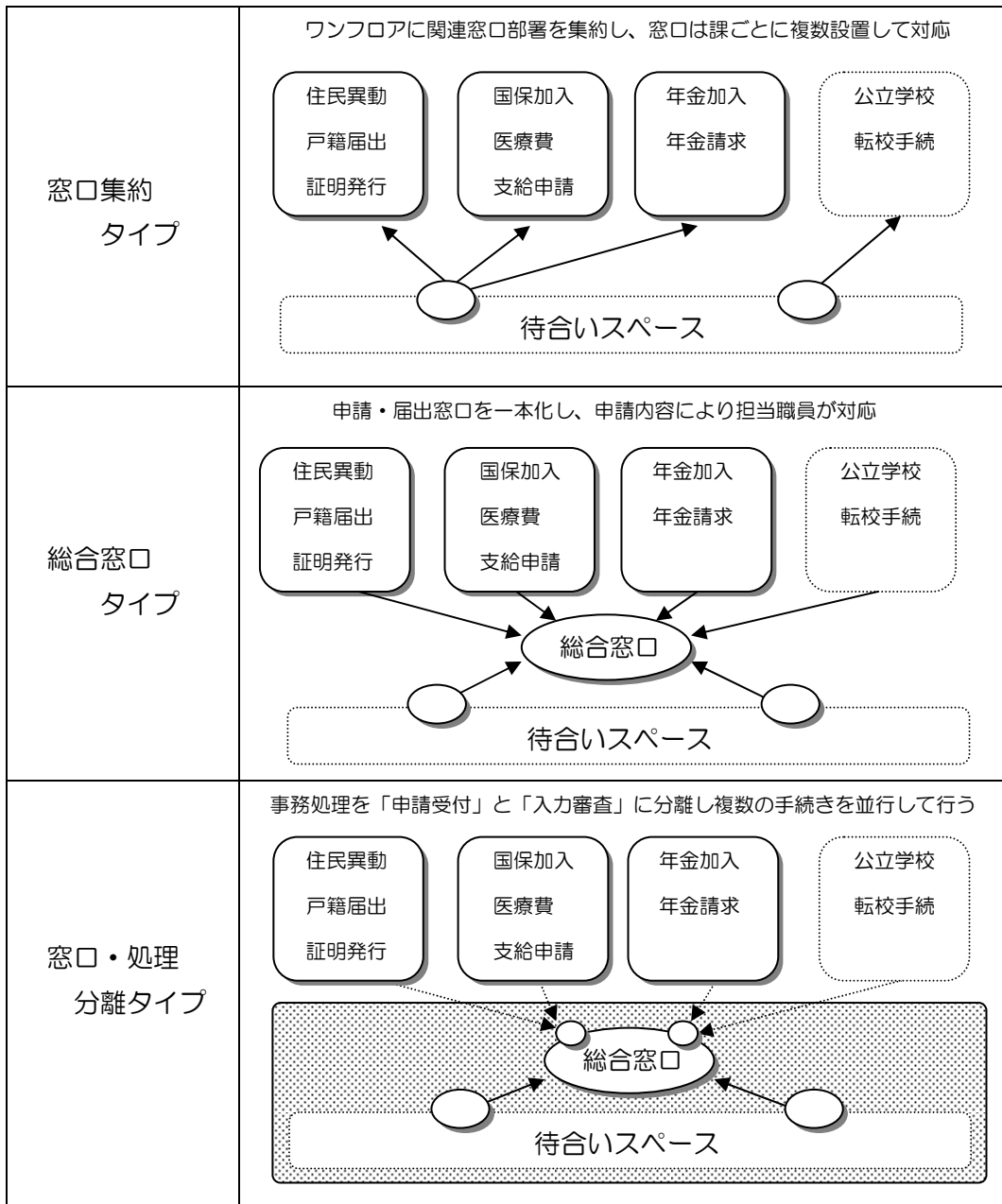
- ・来庁者が円滑に移動を行えるように、通路の幅が広く段差や勾配の少ないフロアとし、ストレッチャーなどの使用も想定し、大きさなどにも配慮したエレベーターを適切に配置します。
- ・車いす使用者、子供連れの利用者、オストメイト、大人のおむつ交換などに対応した多機能トイレや乳幼児連れの利用者が授乳、おむつ交換などを行える休憩室を設置します。
- ・遠くから視認できる表示や点字サイン、外国人に配慮した多言語表示など、誰にでも分かりやすい案内表示を行います。



【高度なバリアフリー化イメージ図（国土交通省HPより）】

窓口サービスの向上

- ・申請、届出、相談、証明書の発行など、利用者の多い窓口については、目的に応じて適切に分離しつつ、低層階に集約し、「迷わせない・歩かせない・待たせない」を実現するため、便利に手続きができる仕組み（ワンストップサービスなど）を導入します。



【ワンストップサービスの手続きイメージ】

利便施設の導入

- ・来庁者の利便性を高めるため、銀行ATMなどの民間利便施設の導入を検討します。

(3) 市民に開かれた庁舎

誰もが気軽に利用できる公共空間を提供するとともに、様々な情報を受発信し、市民と市民、市民と職員が気軽にコミュニケーションを取ることができるコミュニティ機能の充実を図ります。また、市民が身近に感じられる議会を実現するために、議会機能の充実を図り、市民に開かれた庁舎を目指します。

コミュニティ機能の充実

- ・市民が気軽に利用しながら交流できるカフェ、市民活動の紹介、発表の場としてのギャラリーを整備します。
- ・市政や議会、市民活動の情報を閲覧可能な情報コーナーの確保に努め、市民活動を支え、参加を促す情報提供機能の充実を図ります。
- ・閉庁時も含め、市民がイベントなどで利用可能な公共空間の確保を検討します。
- ・コミュニティ市民FM局の開設を検討します

議会機能の充実

- ・市民に開かれた議会を実現するために、本会議については、モニター中継が可能な放送設備の導入を検討するなど、本会議や委員会の傍聴機能、市民への情報提供機能の充実を図ります。

(4) 環境にやさしい庁舎

地球環境に配慮した環境負荷の低減のため、自然エネルギーの導入を積極的に進め、ライフサイクルコストの低減に配慮した、「官庁施設の環境保全性に関する基準（平成17年）」のグリーン庁舎としての機能確保に努め、環境にやさしい庁舎を目指します。

環境との共生、自然の利用

- ・ 自然採光や自然通風に配慮した計画とし、使用電力量の抑制を図ります。
- ・ グリーンカーテンなどの設置を検討します。
- ・ 太陽エネルギーの有効利用（太陽光発電の採用）を検討します。
- ・ 温もりや安らぎを感じられる快適な空間づくりのため、県産材を使用した木質化を検討します。



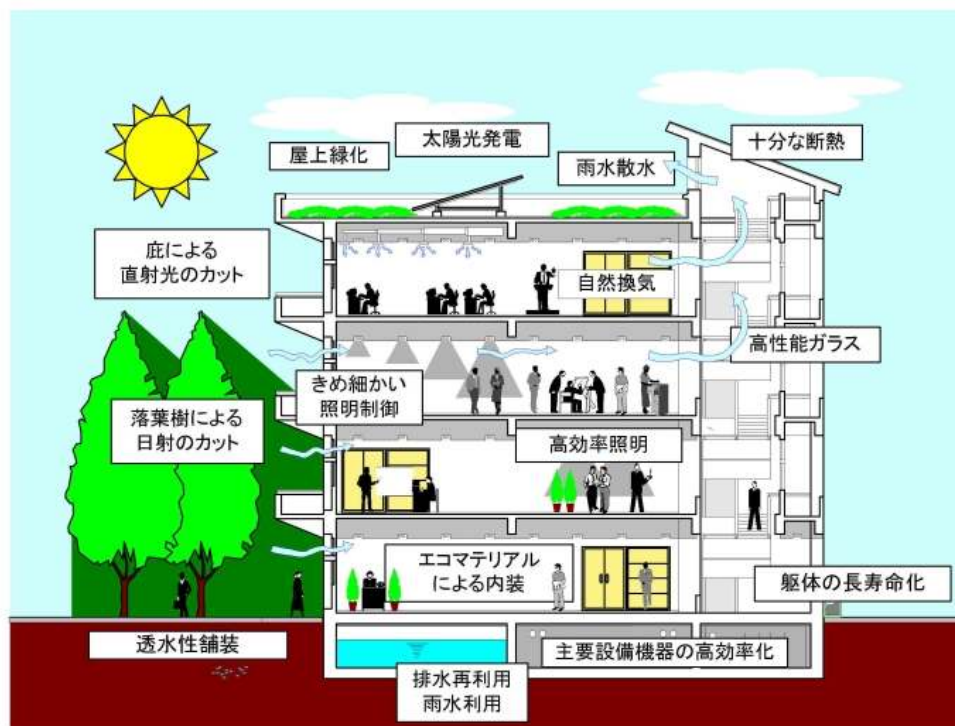
【県産材を使用した内装の木質化（例）】

環境にやさしい技術の活用

- ・ 効率的な設備機器を採用し、省エネルギー化を図ります。
- ・ 高効率照明（LED）や自動調光システムの採用により、照明用電力の抑制を図ります。
- ・ トイレの洗浄や散水に、雨水の利用を検討します。

維持管理への配慮

- ・ 建物や設備の維持管理や修繕、更新が容易な構造や設備機器の採用を検討し、ライフサイクルコスト（建物の長期にわたる維持管理に要する費用）の低減を図ります。



【「グリーン庁舎」イメージ図（国土交通省HPより）】

(5) 将来の変化に対応できる庁舎

将来の行政需要の変化や高度情報化社会の進展に柔軟に対応できる庁舎を目指します。

可変性、汎用性の高い空間構成

- ・ 執務室は、関係課や職員間の連携が図りやすいオープンフロアを基本とし、必要に応じて会議室や相談室、書庫等を隣接させる計画とします。
- ・ 会議室は、移動可能な間仕切りなどを活用し、可変性の高い空間とします。
- ・ 議場や委員会室は、議会の利用がない時は、多目的に利用可能な施設づくりを検討します。

高度情報化社会への対応

- ・ 情報通信技術（ICT）を活用した事務の効率化、サービスの向上を図るため、LAN等の配線が容易なフリーアクセスフロアを基本とし、機器等のレイアウトの変更を自由に行える計画とします。
- ・ 個人情報等の漏洩の防止に努め、特に高いセキュリティが求められる室については、入退室管理を行います。

(6) 桶川らしさが感じられる庁舎

富士山を望むことができる景観へ配慮し、賑わいと、歴史・文化が共存し周辺環境と調和した、市民が愛着を持ち、桶川らしさが感じられる庁舎を目指します。

富士山の眺望景観への配慮

- ・現庁舎の屋上から望む富士山の景観は大変美しく、桶川市のランドマークとなりうる要素を持っており、この自然景観を活かした建物および施設配置を検討します。

桶川の歴史・文化への配慮

- ・江戸時代に中山道の宿場町として栄えた固有の歴史や文化を尊重し、べに花を表現した色合いを取り入れるなど、より桶川らしさを感じる空間を形成し、市民が郷土に誇りと愛着をさらに深めながら、賑わいと、歴史・文化が共存する場所づくりを検討します。



【北庁舎屋上から富士山を望む】

3 耐震・制震・免震構造の比較

	耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ図			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物自体が地震に耐えるような強度（柱・梁等）に造られており、地震で生じる揺れに耐えるように設計された構造である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物に制震装置（ダンパー）を組み込んで、揺れと逆方向に構造物を移動させるなどにより地震力を吸収し、地震から構造物を守る構造である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物の基礎下に免震装置（免震ゴム等）を設置し、建物を地面から切り離すことにより、建物に入ってくる地震力を低減することができ、建物の耐震性を向上させる構造である。 ・免震ゴムと呼ばれるゴムを基礎と建物の間に挿入することが多い。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地震エネルギーはそのまま家屋に伝わる。 ・激しく揺れ、壁や家具等が損傷しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造の70～80%程度に地震応答を低減できる。 ・激しく揺れ、什器・家具等の破壊の恐れはある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造の半分以下に地震応答を低減できる。 ・揺れがゆっくりになるため、什器・家具の転倒を防ぐことができる。 ・但し、直下型など、地震の縦揺れには効果が小さい。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんど必要ないが、大地震後には臨時点検が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間隔程度の定期点検が必要である。
一般的な費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・3つの中では、最も費用負担は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担が比較的大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3つの中では、費用負担は最も大きい。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に高層建築物に利用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤には設置が困難である。 ・強風時には、建物の揺れが大きくなる。

耐震・制震・免震構造の選択については、イニシャルコスト、ランニングコスト等を総合的に検討し、適切な構造形式に決定します。

第3章 新庁舎の規模の検討

1 新庁舎建設敷地の概要

新庁舎建設敷地の概要は、以下のとおりです。

(1) 法的規制等

敷地の位置：桶川市泉一丁目341番1外

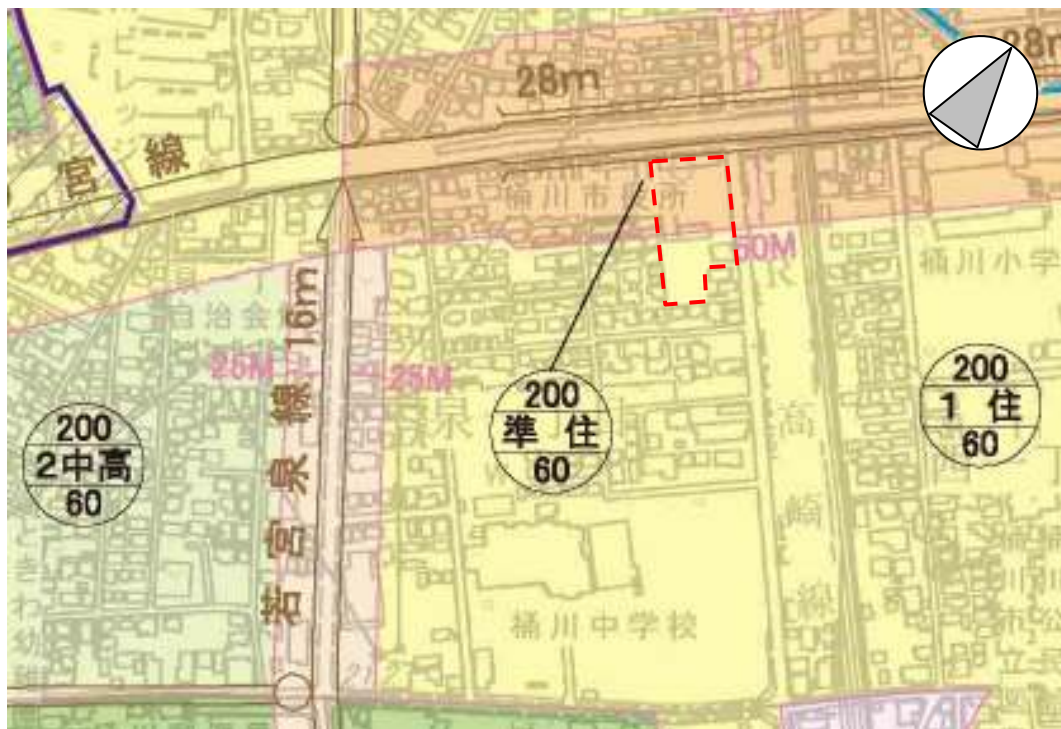
敷地面積：約4,180㎡

用途地域：準住居地域、第一種住居地域

建ぺい率：60%

容積率：200%

日影規制：4時間、2.5時間（測定面4m）



【新庁舎建設敷地周辺 都市計画図】

(2) 道路の状況

新庁舎建設敷地は、北東側は市道1号線（幅員約9m）、北西側は県道川越・栗橋線（幅員約28m）に架かるべにばな陸橋の側道である市道4363号線（幅員約6m）に接しています。

また、建設敷地に接する部分の歩道の整備状況については、市道1号線が約1.5m、市道4363号線が約2mとなっています。

なお、新庁舎建設に併せて、市道1号線の建設敷地に接する部分の拡幅を図ります。

2 新庁舎の規模算定の前提条件

新庁舎の規模算定の前提条件は、下表のとおりです。

計画人口	第五次総合振興計画における平成32年度(2020年)末の目標人口の77,000人とします。
職員数	新庁舎へ配置を想定する部署の平成25年5月現在の職員数より、366人(臨時職員含む)とします。
議員数	桶川市議会の議員の定数を定める条例により、19人とします。

3 新庁舎の規模算定

(1) 総務省の起債許可標準面積算定基準による算定

総務省の起債許可標準面積算定基準により規模を算定すると、下表のとおりとなります。なお、同基準は平成23年度に廃止されていますが、参考として算定するものです。

	職員数 (人)	換算率	基準面積 (㎡)	床面積 (㎡)	備考
①事務室	366			3582.0	
三役特別職	3	20	4.5	270.0	
部次長級	19	9	4.5	769.5	
課長級	28	5	4.5	630.0	
主幹・主査級	102	2	4.5	918.0	
一般職員	175	1	4.5	787.5	
再任用職員	13	1	4.5	58.5	
小計	333			3433.5	
臨時職員	33	1	4.5	148.5	
②倉庫・書庫	①事務室面積×13%			465.7	
③会議室・便所・洗面所・ その他諸室	常勤職員数×7㎡			2562.0	
④玄関・廊下・階段等	(①+②+③)×40%			2643.9	
⑤議場・委員会室等	議員定数(19)×35㎡			665.0	
合計				9918.6	

(2) 類似事例による算定

「建築計画・設計シリーズ 庁舎施設」(市ヶ谷出版社)によると、職員1人当たりの床面積は25～35㎡となっています。

この数値により算定すると、9,150～12,810㎡程度となります。

(3) 容積率による算定

敷地面積および容積率より規模を算定すると、以下のとおりとなります。

$$\boxed{\text{敷地面積}} \times \boxed{\text{容積率}} = \boxed{\text{許容延べ面積}}$$

$$4,180 \times 200 = 8,360 \text{ m}^2$$

以上より、新庁舎は効率的な平面計画を検討しながら、市民が利用できるスペースを確保しつつ、可能な限りコンパクトなものとし、規模については敷地面積および容積率より算定される許容延べ面積8,360㎡を上限とした計画とします。

4 付帯施設の規模算定

(1) 駐車場の規模算定

新庁舎への集約を想定する各庁舎の現状の来庁者用の駐車場台数は170台、公用車の台数は52台で、合計222台となっています。

なお、保健センターの来庁者用駐車場(33台)は、検診時以外は余裕があるという利用状況と検診は引き続き保健センターで行うという機能分担を踏まえて、駐車場計画台数は190台程度と想定します。

また、現在の本庁舎の駐車場のうち、線路側の駐車場(40台)、べにばな陸橋下の駐車場(20台)、べにばな陸橋北側の駐車場(26台)の合計86台は引き続き利用するものとし、建設敷地内の駐車場計画台数は100台程度と想定します。

駐車場の規模については、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準の乗用車1台当たりの駐車場面積 18 m^2 に共用部分を考慮した1台当たり 25 m^2 として算定すると、 $2,500\text{ m}^2$ 程度必要となりますが、平面駐車場のみでの確保は困難であると推測されるため、立体駐車場等の設置も検討します。

ただし、立体駐車場等を設置する場合には、 $2,100\text{ m}^2$ 程度(容積率の算定に当たり不算入となる延べ面積の $1/5$)を上限とし、それ以外を平面駐車場で確保する計画とします。

(2) 駐輪場の規模算定

新庁舎へ集約を想定する各庁舎の現状の駐輪場台数は合計で200台程度となっており、計画台数については引き続き200台程度と想定します。

(3) 緑地の規模算定

緑地の規模については、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の基準および桶川市開発行為等に関する指導要綱に基づく桶川市緑地指導基準により算定すると、 700 m^2 程度必要となります。

第4章 新庁舎の配置計画

1 新庁舎の配置計画

新庁舎および付帯施設、新庁舎の事務室等は以下の配置方針に基づき適切に配置するものとします。

なお、具体的な配置計画は基本設計において検討、決定するものとし、関係法令の規定により、必要に応じて変更するものとします。

(1) 新庁舎および付帯施設の配置方針

新庁舎の配置方針

- ・近隣への日影の影響や道路との接続性を考慮して配置します。

駐車場・駐輪場の配置方針

- ・自動車と歩行者の動線を考慮して配置します。
- ・来庁者用と公用車の動線およびスペースを分離して配置します。
- ・車いす使用者や妊婦、乳幼児連れの利用者の駐車スペースは、出入口に近接して配置します。

緑地の配置方針

- ・緑陰効果や緩衝効果などにも配慮し、適切に配置します。

(2) 新庁舎の事務室等の配置方針

低層階の配置方針

- ・来庁者の多い窓口業務を行う部署を中心に配置します。
- ・業務の特性と来庁者の利便性に配慮した配置とします
- ・業務の連携が必要な部署は、可能な限り近接した配置とします。

中高層階の配置方針

- ・特別職の執務室と災害対策本部などの機能は、同一階に配置します。

議会の配置方針

- ・独立性を確保するために動線に配慮し、可能な限り最上階に配置します。
- ・議場と議会関連諸室を機能的に配置するとともに、傍聴者の動線に配慮した配置とします。

公共空間の配置方針

- ・公共空間（カフェ、ギャラリー、情報コーナーなど）は来庁者の利便性、閉庁時の利用に配慮した配置とします。

その他

- ・セキュリティ確保の観点から、来庁者の利用空間と執務空間を区分し、動線を分離した配置とします。

第5章 事業計画

1 概算事業費

新庁舎の建設に要する概算事業費については、下表のとおり想定します。

内 容	金額（百万円）
設計費、監理費、事前調査費等	150
新庁舎建設費（建築・電気設備・機械設備工事）	2,850
既存建物解体費	200
外構工事費・立体駐車場建設費等	350
仮設庁舎建設・解体費（外構工事費含まず）	300
合 計	3,850

なお、この事業費は、最近の庁舎建設事例などを参考に算定を行ったものであり、事業費を確定するものではありません。

2 財源

上記で想定した概算事業費に対する財源については、庁舎建設基金を基本に、一般財源や地方債により調達するものとしますが、庁舎建設に活用可能な補助金の導入を検討し、一般財源や地方債の抑制に努めるものとします。

3 事業スケジュール

新庁舎の建設については、下記スケジュールに基づき、平成28年度の着工を目標とします。

年度 項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30
用地交渉・買収	■					
基本計画の策定	■					
仮設庁舎の建設		■				
新庁舎の基本設計		■				
新庁舎の実施設計			■			
新庁舎の建設				■	■	
新庁舎へ移転						●

第6章 今後の課題と検討事項

1 市民参画の推進

本基本計画の策定に当たり、パブリックコメントを実施し市民の意見を聞くだけでなく、今後予定される基本設計においては、配置計画や平面計画が具体的なものとなることから、市民を含めた懇談会等を開催し意見を聞き、その実現の可能性についても検討を行うものとします。

2 周辺環境への配慮

敷地周辺には近接する家屋が多いため、日影や動線計画等に配慮し、配置計画の検討を行うものとします。

3 発注方法の検討

発注方法については、設計及び施工段階において、透明性・客観性を確保し、高い品質を求めることが可能な方法で、かつ、事業費の縮減や事業スケジュールの短縮、地域貢献等を図ることが可能な方法を検討し、採用することとします。

桶川市新庁舎建設基本計画

平成 25 年 11 月

桶川市総務部新庁舎建設推進課

〒363-0026

桶川市大字上日出谷 937 番地の 1

TEL : 048-786-3211

FAX : 048-787-5409

e-mail : chosha@city.okegawa.lg.jp